

特定任期付職員の募集について

内閣サイバーセキュリティセンターでは、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策を推進しており、同大会の開催・運営に影響を与え得る重要サービス事業者等におけるリスクマネジメントを促進する業務に従事していただくため、特定任期付職員を募集します。

1. 応募資格

以下の全ての要件を満たす者

- 大学卒業以上の学歴を有すること。
 - 情報セキュリティ監査に関する実務経験（概ね1年以上）を有している者。
 - システムコンサルタントの管理職としての実務経験（概ね5年以上）を有している者。
 - CISSP、CISA、CAIS又は情報処理技術者試験（高度試験）の資格を有している者（これらを過去に5年間以上有していた者、これらと同程度以上のIT・セキュリティに関する資格^{注1}を有している者又は過去に5年間以上有していた者、これらと同等の能力を有していると認められる者を含む。）。
 - 当該採用期間にわたり、継続して勤務が可能なこと。
 - 日本国籍を有し、外国籍を有しないこと。
- ※ なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

- ・ 成年被後見人、被保佐人
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

注1：「ITSSのキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ Ver10r3(20180824)」(<http://www.ssug.jp/docs/isv/ISVMapVer10r3.pdf>)に記載された情報処理技術者試験（高度試験）と同レベル（レベル4）の認定試験・資格等

2. 採用予定人数

1名

3. 採用予定期間

平成31年4月から2年間（職務の状況によっては任期更新もあり得ます）

※ 採用日は、別途調整可能です。

4. 待遇等

（1）採用形態

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」により、任期付の国家公務員として採用します。給与は、これまでの経歴等を考慮の上決定します。

採用後は、上席サイバーセキュリティ分析官として勤務していただきます。

（2）勤務時間・休暇等

勤務時間：午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、休日を除く。）

休暇：年次休暇20日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇

5. 選考方法

1次選考：書類審査

2次選考：1次面接（1次選考の結果、2次選考を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等を連絡します）

3次選考：2次面接（2次選考の結果、3次選考を行うこととなった方のみ、3次選考の日時・場所等を連絡します）

6. 応募方法

次の書類を応募期限までに、下記の提出先までお送りください（必着）。

書類審査の結果については、平成31年1月10日（木）までに合格者に対し連絡します。（この日までに連絡がない場合には、書類審査の結果が不合格となりますので、ご了承ください）

なお、1次面接及び2次面接の具体的な日時については、書類審査及び1次面接合格の連絡の際にご案内いたします。

※ 応募書類の提出に応じ、応募期限前であっても随時選考を行います。

（1）提出書類

① 履歴書（写真貼付のこと、様式自由）

I T・セキュリティに関する資格を有する場合には、その証書の写しを添付

② 戸籍謄本1通（発行日から3ヶ月以内のもの）

- ③ 業績リスト
- ④ 研究成果、執筆論文等がある場合は、その写し（最近のもの3点以内）

(2) その他

- ① 書類提出の際には、封筒の表に「特定任期付職員応募②」と朱書きしてください。
- ② 戸籍謄本は、受験者の外国籍の有無を確認するために提出を求めるものです。
- ③ 提出いただいた応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類に記載されている個人情報、職員の採用のために使用し、他の目的には使用いたしません。

(3) 応募期限

平成31年1月7日（月）必着

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒100-0014

東京都千代田区永田町2-4-12

内閣サイバーセキュリティセンター（担当：金内）

電話（03）5253-2111代 内線83887

7. 備 考

- (1) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先を退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (2) 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。